

認定ファンドレイザー®研修のための 「日本ファンドレイジング協会認定研修」要綱

日本ファンドレイジング協会

1. 趣旨

認定ファンドレイザー制度においては、その2つの資格、すなわち「認定ファンドレイザー®」及び「准認定ファンドレイザー」の資格獲得のための受験に際して、一定の研修を受けて「ポイント」を得ていることが条件のひとつとなっている。

その研修については、必修研修と選択研修の2種があり、このうち選択研修については、日本ファンドレイジング協会主催研修以外にも、全国各地で開催される研修のうち、下記の基準を満たす研修については、当協会まで所定の書式で申請し、承認を得た後に当協会認定研修としてポイント付与の対象研修とすることができる。これによって全国のファンドレイジング研修の水準の向上と資格取得希望者への研修機会の増大を図る。

2. 日本ファンドレイジング協会認定研修の基準

当協会の地域チャプター・テーマ別チャプターの主催する研修で所定の書式で申請のあったものは、当協会主催の研修に準じるものとし、認定研修としてポイント認定を行う。当協会の認定講師が行う研修、パートナー団体が主催する研修、その他の研修で申請のあったものについては以下の基準とする。

1) 当協会認定講師が行う研修で、下記の条件を満たし、事前に当協会の承認を得て、当協会に告知文書の確認を受けるもの。

※当協会認定講師については、「日本ファンドレイジング協会認定講師要綱 (<https://jfra.jp/pdf/cfr/koushi.pdf>)」を参照のこと。

- ① 認定ファンドレイザー研修カリキュラムに関連するもの
- ② 参加者による5段階評価の満足度評価を実施し、当協会に報告できるもの
- ③ 認定ポイント取得希望者に研修コードを伝達し、かつ、認定ポイント取得希望者を当協会指定のフォーム（電子データ）で報告出来るもの

2) 「当協会認定研修実施パートナー団体」が実施する以下の全ての条件を満たす研修であり、事前に当協会の承認を得て、当協会に告知文書の確認を受けるもの。

- ① 認定ファンドレイザー研修カリキュラムに関連するもの
- ② 1人あたり1,100円（税込）以上の参加費を徴収するもの
- ③ 参加者による5段階評価の満足度評価を実施し、当協会に報告できるもの
- ④ 認定ポイント取得希望者に研修コードを伝達し、かつ、認定ポイント取得希望者を当協会指定のフォーム（電子データ）で報告出来るもの

※当協会認定研修実施パートナー団体・企業については、「認定ファンドレイザー資格認定制度規約 (<https://jfra.jp/pdf/cfr/kiyaku.pdf>)」の第13条に基づき、認定するものとする。

3) 当協会が、その研修の企画・内容の策定について関わるものにおいて、以下の全ての条件を満たす研修であり、事前に当協会の承認を得て、当協会に告知文書の確認を受けるもの。

- ① 認定ファンドレイザー研修カリキュラムに関連するもの
- ② 1人あたり1,100円（税込）以上の参加費を徴収するもの
- ③ 参加者による5段階評価の満足度評価を実施し、当協会に報告できるもの
- ④ 認定ポイント取得希望者に研修コードを伝達し、かつ、認定ポイント取得希望者を協会指定のフォーム（電子データ）で報告出来るもの
- ⑤ 認定研修登録事務手数料 22,000円（税込）を納入するもの

以上